電気通信大学広報センター規程

平成20年 4月 1日 改正 平成21年 5月19日 平成22年 4月20日 平成22年 7月21日 平成30年 3月30日 平成31年 3月28日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学広報センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)
- 第2条 センターは、全学における広報業務を掌握し、機動的かつ効率的な広報を遂行することを 目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 広報に関する企画及び運営に関すること。
 - (2) 広報に関し、本学における総括及び連絡調整に関すること。
 - (3) その他広報に関すること。

(組織)

- 第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 広報スタッフ
 - (3) 第5条の2に定める副センター長
- 2 センターに、センターの業務を遂行するため、特任教員を置くことができる。 (センター長)
- 第5条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、 前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第5条の2 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学 長が指名することができる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期 は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日でなければ

ならない。

(広報スタッフ)

- 第6条 広報スタッフは、職員のうちからセンター長の推薦に基づき学長が指名する。 (運営委員会)
- 第7条 センターに、センターの管理運営及び事業に関し必要な事項を審議するため、電 気通信大学広報センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

- 第8条 センターに必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの構成員は、センター長が指名する。 (事務)
- 第9条 センターにおける総括事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。 (雑則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学広報室設置要項(平成16年4月1日施行)は、廃止する。
 - この規程は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則
 - この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則
 - この規程は、平成22年8月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、平成31年4月1日から施行する。